

誓 約 書

年　月　日

独立行政法人家畜改良センター 岡崎牧場長 殿

住 所
氏 名
電話番号

年　月　日付けで提案した種きん及び種卵の配布を受けるにあたっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 公募参加心得書、仕様書及び応募資料作成基準並びに提案書に記載した事項を遵守します。
- 2 輸送等に関する経費を含む請求代金を、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 3 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 4 延滞金その他の端数金額の計算方法は、貴センターの定めるところによるものとします。
- 5 当該種きん及び種卵を受領したときは速やかに指定された様式により受領書を提出します。
- 6 配布を受けた種きん及び種卵は、提案内容以外の目的での使用はしません。
- 7 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除をされても、不服を申し立てません。この場合において当方が損害を被ることがあっても、一切異議は申し立てません。
 - (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
 - (2) 天災その他、当方の責に帰すことのできない理由により解約を申し出で、貴職が承認したとき
 - (3) 当方がこの契約に違反し又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき

- (4) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があったとき
- (5) 当方が破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められるとき
- (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- (7) 15の確約に反する申請をしたとき

8 7の(1)の又は(2)に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。

9 7の(3)から(6)までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。

10 7の(6)の当方の契約解除の申し出が、貴職の配布決定後で種きん及び種卵の受領前であった場合においては、9の違約金に加え、種きん及び種卵の生産に係る損害を賠償します。

11 当該種きん及び種卵の配布に係る輸送中の事故については、所有権が当方にあることから貴職に対し損害賠償の請求は行いません。

12 当該種きん及び種卵の引き取り後において、契約不適合があることを発見した場合においても、貴センターに故意又は重大な過失がない限り、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を行いません。

13 当該種きん及び種卵について、衛生検査証明書に記載する疾患及び衛生検査証明書に記載する疾患以外の疾患等が、本契約による引き渡し時以降に発生又は発見された場合においても、貴センターに故意又は重大な過失がない限り、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を行いません。

14 種きん及び種卵を用いた能力検定並びに調査研究は、研究倫理に則り適正に実施し、成果の公表(報告書の作成、一般又は学術誌への投稿、学会発表等)に当たっては、貴職に対し事前に内容の確認を依頼します。

15 当方(法人の場合は代表者以外の役員及び使用人を含む。)は、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないことを確約します。